平成２３年（フ）第４００号
兵庫県川西市萩原１丁目15番13号103、前住所大阪府池田市五月丘４丁目７番21号
債務者　南谷　弘三
1　決定年月日時　平成23年11月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第８４６号
兵庫県尼崎市長洲本通２丁目２番18―101号
債務者　河村　　隆
1　決定年月日時　平成23年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第８８９号
兵庫県尼崎市御園２丁目14番17号、前住所兵庫県尼崎市東塚口町１丁目13番12号　フォレスト401号
債務者　北條　勝之
1　決定年月日時　平成23年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第８９８号
兵庫県芦屋市竹園町１番18―301号、前住所兵庫県姫路市飾磨区富士見ケ丘町14番地１
債務者　笹野万里子
1　決定年月日時　平成23年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第３１５号
兵庫県明石市大久保町大窪1879番地　ＴＫエレガンテ101号、旧住所兵庫県加古郡稲美町蛸草1476番地の５
債務者　一松　秀澄
1　決定年月日時　平成23年11月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第３１６号
兵庫県明石市大久保町大窪360番地の２　市住11号
債務者　藤田　龍雄
1　決定年月日時　平成23年11月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第３１７号
兵庫県明石市大久保町大窪440番地の５　市住１棟102号
債務者　瀬尾たみ子
1　決定年月日時　平成23年11月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第３２２号
兵庫県明石市魚住町中尾255番地　中尾２番館Ａ棟101号
債務者　久保智絵美（旧姓小山）
1　決定年月日時　平成23年11月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第２６０号
広島県福山市奈良津町１丁目３番13―700号
債務者　池田　　誠
1　決定年月日時　平成23年11月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第２７１号
広島県福山市山手町５丁目26　レオパレスコートダジュールⅡ・104号、住民票上の住所広島県福山市新市町大字常1573番地１
債務者　麦谷つや子
1　決定年月日時　平成23年11月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第１８５号
山口県下関市彦島本村町２丁目１番８号
債務者　宮﨑　正弘
1　決定年月日時　平成23年11月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２３年（フ）第１８６号
山口県下関市彦島本村町２丁目１番８号
債務者　阿部　和子
1　決定年月日時　平成23年11月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２３年（フ）第５６号
愛媛県今治市大新田町５丁目２番６号
債務者　菊川　敦子
1　決定年月日時　平成23年11月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２３年（フ）第８６号
高知市種崎37番地
債務者　松田　輝尾
1　決定年月日時　平成23年11月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第８７号
高知市種崎37番地
債務者　松田　早苗
1　決定年月日時　平成23年11月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第８５７号
北九州市門司区原町別院17番18―203号
債務者　藤井　彰敏
1　決定年月日時　平成23年11月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第８６１号
北九州市八幡西区折尾４丁目22番５号　メゾンドノーブル２－Ｂ
債務者　池田奈津江
1　決定年月日時　平成23年11月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部